



身近な法律豆知識

所有者不明土地の管理を強化

最近、所有者不明の土地が増え、様々な問題を引き起こしています。所有者不明の土地とは、不動産登記簿を見ても所有者が分からない土地や所有者が分かっても、所在不明で連絡が付かない土地のことです。

こうした土地が増える理由には、従来は相続登記の申請が義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることが少なかったことなどが上げられます。

このため、2021(令和3)年に民法改正と不動産登記法改正(相続登記、住所変更登記の義務化)が行われ、相続土地国庫帰属法が制定されました。

改正された法律のあらましは、次の通りです。

相続登記の義務化(ことし4月1日から施行)

相続人が取得(相続)を知ってから3年以内に正当な理由がないのに相続登記を怠ったときは、10万円以下の過料を支払うという罰則の対象になります。ただし、遺産分割が成立しなかった場合は、3年以内に相続人申告登記の申請を行うことで、罰則の対象から外れます。これは相続人1人でもできます。遺産分割が成立したら、その日から3年以内に相続登記をしなければなりません。

住所変更登記の申請義務化(2026年4月1日の施行予定)

住所を変更したときから2年以内に正当な理由なく住所変更の登記申請を怠ったときは、5万円以下の過料を支払うという罰則の対象となります。ただし、この法律の施行前の住所変更は、施行後2年以内が申請期限です。

相続土地国庫帰属法(すでに施行済、ただし施行から5年後に見直される予定)

所有者不明の土地の発生を抑制するため、相続などで土地を所有した相続人が法務大臣の承認により、土地を手放して国に帰属させることを可能とする制度です。土地のみが対象で、建物は対象になりません。手数料と10年分の管理費がかかります。ただし、土地の国庫帰属には、一定の要件があります。(S)

毎年秋に開催される青色申告会中国ブロック大会は、ことしは米子市が会場となります。米子、境港の青色申告会の会員の皆様には、当日の参加、またお手伝いをお願いできればと思います。新年度が始まったこの時期、この1年の青色申告会女性部の活動について皆様のご意見、ご希望などをお寄せください。新しい皆さんのご参加もお待ちしております。(I)

境港の老舗スポーツ店といえば、フタバスポーツさん。今回は、店主の松本伸司さんに同店の事業内容などを伺いました。創業は1962年。松ヶ枝町でスタートしました。その後、今の水木しげるロード沿いに移転。



バドミントンのラケットを手にインタビューに応じる松本伸司代表

青色申告会の元気企業

バドミントンを中心に展開

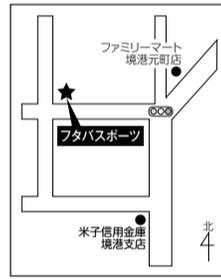
フタバスポーツ

1980年代に現在の元町に店を構えました。その昔、スキーが盛んで子どももいっぱいいた頃、フタバスポーツからも大山行きのスキーバスが出ていました。当時バスを利用していたその頃の小・中学生にとっては懐かしい思い出でしょう。そして、伸司さんもスキー競技に熱を上げてい

ました。冬以外のトレーニングとして足腰を鍛えるのに良いとバドミントンをやるようになり、いつのまにかバドミントン選手になったそうです。スポーツ店経営は大型店の出店やネット販売の影響があり、物販はなかなか難しい状況ですが、現在は日本バドミントン専門店会加盟店としてバドミントンを中心とした事業展開をしており、17年前には米子にバドミントン専門店「ラケットショップFUTABA」を出店しています。伸司さんは「ふたば

【事業所のあらまし】

事業所名 フタバスポーツ
代表者 松本 伸司(まつもと・しんじ)
所在地 境港市元町30
事業内容 スポーツ用品小売業
定休日 日曜日
営業時間 10:00~19:00
TEL 0859-44-5171



リーグバドミントン交流会を開催して誰でも試合ができるチャンスを作ったり、レベルの高い一般選手とのスパarringを可能にしたりと、小・中学生にバドミントン競技の面白さを伝え、競技人口の底辺を広げる活動を行っています。「テレビで見ると一流選手の手バドミントンは凄すぎて、ダブルスでも大変

税務・会計一口メモ

確定申告を終えて

2023(令和5)年分の確定申告が終了しました。特に消費税の申告について、インボイス制度導入による事務負担の増加や様々な特例の理解に悩まれた皆さんも多いことと思います。そこでインボイス制度の特例をいくつか紹介します。

女性部だより

新年度がスタート

インボイス制度が始まり、ことしの確定申告では、新たにインボイス登録事業者になられた皆さんは消費税の申告などで苦労された人が多かった

2023(令和5)年分の確定申告を終えました。1人当たりの守備範囲が減るので下半身の負担が少なく、初心者や高齢者にもお勧めとか。身体

このほかに多くの特例がありますので、徐々に紹介していきたいと思

最近の相次ぐ値上げの中、4月納付分の保険料率は、協会けんぽ鳥取支部では健康保険料率9.68割、介護保険料率1.60割となり、多少下がります。雇用保険料率は、2025(令和7)年3月31日まで変更ありません。

～ 境港店店長 鷺澤からのお得情報 ～

< 3/2より新発売 >

&LIFE 介護保険C(ケア)セレクト (介護・認知症選択型保障保険)

一度、当代理店ホームページへ↓↓↓

株式会社 友和・保険センター

本店 〒683-0802 鳥取県米子市東福原7-2-6 TEL(0859)34-4938 FAX34-5660 境港店 〒684-0071 鳥取県境港市外江町2361-2 TEL(0859)21-0117 FAX21-0118

ホームページ: www.youwa-hoken.jp/



山本博敏税理士事務所

税理士 山本 博 敏

〒684-0032 鳥取県境港市元町1844-5 TEL 0859(44)0445 FAX 0859(44)1990 e-mail:yamamoto-hirotsu@tkcnf.or.jp